

一般社団法人日本防護服協議会 運用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本防護服協議会の運用に関して定める。

(事務局)

第2条 本会は、定款第2条に定める主たる事務所に、統括事務局を置く。本規程第8条に基づき設置された作業部会等及び第9条に基づき設置された小委員会の事務局等の従たる事務所は担当する幹事又は小委員会委員長の所属する団体に置く。

第3条 定款第20条に定める業務執行理事は統括事務局長を兼務する。統括事務局には、統括事務局長及び統括事務局長が指名する事務主管を置く。

(会員)

第4条 本会の会員は以下のとおりとする。

1. 法人会員は、本会の目的に賛同して入会する法人等で、議決権を持つ。
2. 個人会員は、本会の目的に賛同して入会する学識経験者等の個人で、議決権を持つ。
3. 特別会員は、理事会の議決により理事長が推薦する個人で、議決権は持たない。

(名誉理事長)

第5条 本会に名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、防護服に関し学識経験がある者のうちから理事会の推薦により、総会において選任する。
- 3 名誉理事長は、本会の運営に関して理事長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。
- 4 名誉理事長の任期は、定款 第24条の規程を準用する。

(テクニカルアドバイザー)

第6条 本会にテクニカルアドバイザーを置くことができる。

- 2 テクニカルアドバイザーは、防護服に関し高い技能経験がある者のうちから、特定業務について理事会の承認により任命する。
- 3 法人会員に所属しており、その法人を離職、当会を個人会員等として継続するものが、テクニカルアドバイザーの職位を希望する場合、理事会の承認のうえ、その者をテクニカルアドバイザーに任命することができる。
- 4 テクニカルアドバイザーの任期は理事会の定めた1年間までの期間とし、その任期については、理事会の承認により延長、短縮ができる。

(入会手続)

第7条 本会に入会するには、所定の入会申込書、会社案内（個人の場合は履歴書）に入会金及び年会費を添えて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 定款第7条に基づく会費は次のとおりとする。ただし、下半期入会者においては、初年度年会費を規程の50%とする。また、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

	入会金	年会費
法人会員	50,000 円	50,000 円
個人会員	5,000 円	5,000 円
特別会員	0 円	0 円

(作業部会等)

第9条 理事会は、下部組織として、分野別の作業部会（ワーキンググループ）を設けることができる。作業部会の下部組織として、プロジェクトグループを設けることができる。

(小委員会)

第10条 理事会は、下部組織として、特定の任務を達成するために組織する小委員会を設けることができる。

以上

平成28年9月13日制定

令和5年11月28日改正